栄東まちづくり協議会・総会

平成 29 年 12 月 20 日(水)　18：30 ～
栄東まちづくり協議会会議室

議題：

1　協議会会員が属している団体等との契約に関する定め

(1) 港まちづくり協議会の事例

● **港まちづくり協議会規約**

（会議）

第 8 条 会議は、委員をもって構成し、次の各号に掲げる事項を審議し、決定する。

(1) 事業計画及び予算に関すること。

(2) 事業報告及び決算に関すること。

(3) 規約の改正に関すること。

(4) **委員**が所属する団体等との契約に関すること。

(5) その他、協議会の運営に関する重要な事項。

(2) 当協議会の対応

委員会の審議事項とし、下記のとおり規約を改正する。

● **栄東まちづくり協議会規約**

（委員会）

第 9 条　協議会に委員会を置く。

2　委員会は、委員をもって構成し、次の各号に掲げる事項を審議し、決定する。

(1) 事業計画の立案及び予算の調製に関すること。

(2) 事業報告の作成及び決算の調製に関すること。

(3) 事業計画に基づく事業の執行に関すること。

(4) **会員**が所属する団体等との契約に関すること。

(5) その他、協議会の運営に関すること。

2　部会の組織、運営に関する規定

規定形式は規程とし、別紙 1 のとおり定める。

なお、港まちづくり協議会では別紙 2 のとおり定めている。

● **栄東まちづくり協議会規約**

（部会）

第 13 条　委員会は、担任事業について調査、審議等を行うため部会を置くことができる。

2　部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が委員会に諮り別に定める。

3　平成 30 年度事業計画(案)、予算(案)　　(別紙 4)

協議会を構成する地域団体の平成 30 年度予算に関する要望書(別紙 3-1・2・3 参照)を踏まえた事業計画案、予算案を、平成 29 年 12 月 6 日の団体長・正副部会長会で審議し、作成されたもの。

参考資料：

平成 29 年度予算・決算見込、30 年度予算案比較表　別紙 5 参照

4　その他

報告事項：

1　池田公園再整備構想策定

・ 10/16　第 1 回の道路公園部会をワークショップ形式で開催、また今後の進め方、公園の現状等について意見交換した。
・ 11/20　南池袋公園及び大久保公園の視察(協議会 10 人、コンサル 2 人)
・ 12/ 7　第 2 回道路公園部会をワークショップ形式で開催、またアンケートの内容、実施時期、方法等を確定

アンケートの概要：

① 配布先等

栄東発展会の町内会会員、周辺住民、栄東女子大小路ビル協会会員、テナント、専門学校　500 件

池田公園現地調査　100 件

② 実施時期

平成 29 年 12 月中旬～平成 30 年 1 月中旬

・ 1 月下旬(予定)　第 3 回道路公園部会をワークショップ形式で開催、アンケート結果の共有等

・ その後、2 回開催し、行政関係者も参加し、実現可能な構想を策定予定

2　道路空間再整備構想検討

・ 12/15　道路公園部会で自転車駐車対策、道路のあり方、道路空間の再配分を検討するための社会実験の実施を議論した。

＊　道路空間検討事業における社会実験　　別紙 6 参照

3　その他

＊　次回の日程

別紙 1

栄東まちづくり協議会部会規程

（目的）

第 1 条　この規程は、栄東まちづくり協議会規約（以下「協議会規約」という。）第 13 条第 2 項の規定に基づき、栄東まちづくり協議会（以下「協議会」という。）に置く部会に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条　部会は、協議会又は協議会会長（以下「会長」という。）の指示を受けて、協議会規約第 3 条に掲げる事項について、専門的に協議し、又は調整するものとする。

● 栄東まちづくり協議会・規約

（事業）

第 3 条　協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を実施する。

(1) 栄東周辺地区の魅力づくり・にぎわいづくりを目指す事業

(2) 暮らしやすい地域づくりを目指す事業

(3) その他前条の目的を達成するために必要な事業

（組織等）

第 3 条　部会の名称、部会ごとの所掌事務及び部会の構成員（以下「部会員」という。）については、会長が別に定める。

2　部会員は協議会の会員のほか、地域でまちづくり活動を行う団体の構成員、住民、事業者等が参加できるものとする。

3　部会に部会長、副部会長を置く。

4　部会長、副部会長は部会員の互選により選出する。

（部会長等の職務）

第 4 条　部会長は部会を代表し、会務を取りまとめる。

2　副部会長は会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3　部会長及び副部会長ともに事故があるときは、臨時に部会員の中から仮会長を互選し、部会長の職務を行わせる。

（部会長等の任期）

第 5 条　部会長及び副会長の任期は 1 年とする。ただし、後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

2　部会長及び副部会長は、再任を妨げない。

3　部会長及び副会長が任期の途中で退任する場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

（専門アドバイザー）

第 6 条　部会に専門アドバイザーを置くことができる。

2　専門アドバイザーは、別に定める基準で部会が推薦し、部会長が委嘱します。

（部会の招集、運営）
第７条 部会は部会長が招集し、部会長を議長とする。
2　部会は、在籍委員の過半数の出席をもって成立する。但し、第４項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
3　部会の議事は、議長を除く出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4　部会長、副部会長及び部会員は、自己もしくは父母、配偶者、子の一身上に関する事件または自己もしくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することはできない。ただし、部会の同意があったときは、部会に出席して、発言することができる。
5　部会長は、必要があると認めるときは、部会に部会員以外の関係者の出席を求め、説明を受け、または、意見を聴くことができる。
6　部会は、原則非公開とする。

（報告）
第８条　部会は、その協議経過及び結果について、協議会委員会に報告するものとする。

（委任）
第９条　この規程に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則
1　この規程は平成 27 年 12 月 20 日から施行する。

＜参考＞

平成 29 年 10 月 1 日現在

部　　会	防犯防災快適部会	道路公園部会	にぎわい部会	多文化共生部会	まちづくりビジョン策定合同部会
栄東まちづくりの会	1	1	1	1	1
栄東発展会	16（6）	10　(4)	9　(4)	11　(4)	15　(6)
栄東女子大小路ビル協会	1	5　(4)	5　(4)	4　(3)	7　(6)
栄東地域安全推進委員会	2（1）	2　(1)	3　(2)	2　(1)	3　(2)
その他地域		1　(1)		4　(4)	2　(2)
行政	1	4　(4)	1	3　(2)	2　(1)
合　　計	21（7）	23（14）	19（10）	25（14）	30（17）

注：()内数字は会員以外で内数

別紙2

港まちづくり協議会部会規程

（目的）

第1条　この規程は、港まちづくり協議会規約（以下「協議会規約」という。）第11条の規定に基づき、港まちづくり協議会（以下「協議会」という。）に置く部会に関し、必要な事項を定めるものとします。

（所掌事務）

第2条　部会は、協議会又は協議会会長（以下「会長」といいます。）の指示を受けて、協議会規約第3条に掲げる事項について、専門的に協議し、又は調整するものとします。

2　前項による協議又は調整を行うにあたっては、ワークショップ形式を取り入れるなど地域住民ができる限り参加しやすい形態を採用するよう努めるとともに、学生やまちづくり活動を行っている団体等の行動力を活用するため近隣大学の学生やまちづくり活動団体が参画できる方策を検討するものとします。

（組織）

第3条　部会の名称、部会ごとの所掌事務及び部会の構成員（以下「部会員」といいます。）については、会長が別に定めます。

2　部会にチーフを置きます。

3　チーフは、部会員の協議により定めます。

（チーフの職務）

第4条　チーフは、部会を代表し、会務を取りまとめます。

（専門アドバイザー）

第5条　部会に専門アドバイザーを置くことができます。

2　専門アドバイザーは、別に定める基準で部会が推薦し、会長が委嘱します。

（会議）

第6条　部会の会議（以下「会議」といいます。）は、会長の要請により、又はチーフが必要に応じて随時開催するものとします。

2　チーフは、会議の議長となります。

3　会議は、そのときの出席者をもって成立します。ただし、別に会長が指定する会議については、協議会委員又はその代理の者及び公募により採用された者（若干名）により構成する。

4　部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明を受け、または、意見を聴くことができます。

5　部会は、必要に応じて関係する部会と合同の会議を開催することができます。

6　会議は公開とします。

（意見の集約）

第７条　第２条第１項に関する決定は、原則的に出席者の全員の合意によるものとします。ただし、必要があるときは、出席者の過半数をもって決定します。

（報告）

第８条　部会は、その協議経過及び結果について、協議会又は会長に報告するものとします。

（委任）

第９条　この規程に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、チーフが別に定めます。

別紙3-1

平成29年12月1日

栄東まちづくり協議会
会長　辻本　昌孝　様

栄東まちづくりの会
会長　　臼井秀明

平成30年度予算に関する要望書

1　栄東地域内の旧町名銘板作成設置

戦災で焼け野原となった名古屋市中心部にある栄東地区には歴史的資産が残っていない。こうした中で、歴史の重みを感じることができる旧町名は一部の通り、町内会の名前に残っているのみである。住民、来訪者に旧町名を広く周知し、栄東地区に歴史を感じ愛着を持っていただけるように、旧町名を表記する「銘板」を設置する。

2　池田公園内投光器の増設

池田公園は夜間のイベント時には照度が不足している。またステージ等を照らすスポットライトも必要である。したがって、投光器を設置する。

3　栄４丁目地域への防犯カメラの設置

栄5丁目には平成29年度に協議会の事業として、栄5丁目に37か所42台の防犯カメラが設置された。栄4丁目には県警が交差点に21台設置しているもの。栄東地区の地域防犯力を高めるため、栄4丁目の不足している場所に防犯カメラを設置する。

4　有料駐輪場設置への検討会設立

栄東地区には郊外駅と異なり、地域全体の歩道に大量の自転車が放置され、歩行障害、美観の低下を招いている。歩いて楽しい街を実現するためにも、放置禁止区域の指定と合わせた有料駐輪場の整備を検討する。

5　東栄通夜間歩行者天国実現化

東栄通も含め、特に夜間に多くの違法駐車が多く、自動車の通行、歩行者の横断が危険な状態にある。また女子大小路の「怖い」「暗い」イメージを払しょくするためには、多くの方が来訪するする、道路などの公共空間を活用したにぎわいづくりも必要である。したがって、道路空間のあり方を検討するための社会実験として、東栄通の夜間の歩行者天国化を実現する。

6　様々なまちづくり事業の告知案内板の設置

栄東まちづくりの会では従来から様々なまちづくり事業を展開してきているが、広報は地域団体内にとどまる部分が多い。より多くの住民、事業者、来訪者に周知できるよう、告知板を設置する。

7　落書き消し活動の実施

栄東まちづくりの会が行う栄東地区内の落書き消し、いたずらシール剥がし活動をともに実施する。

8　平成２９年度事業の継続化

栄東まちづくりの会とともに主催している池田公園夏祭り、イルミネーションイベント、防災訓練、防災講習会のほか、街灯の整備、Wi-Fi の整備、イルミネーション装飾、多文化共生事業、池田公園再整備検討などを引き続き実施する。

別紙 3-2

平成 29 年 11 月 16 日

栄東まちづくり協議会
会長　辻本　昌孝　様

平成 30 年度予算に関する要望書

私たち栄東発展会は、栄東地区の安心、安全、快適で、にぎわいのあるまちづくりのため、栄東まちづくり協議会として、平成 30 年度に下記の事項に取り組んでいただくよう要望します。

栄東発展会
田端　龍

記

1　防犯カメラの整備拡大

平成 29 年度の栄 5 丁目への防犯カメラの整備に引き続き、栄 4 丁目においても県警設置の防犯カメラでは不足する部分に設置する。

2　街灯の整備拡大

平成 29 年度の栄 4 丁目への街灯の整備に引き続き、栄 4 丁目、5 丁目においても街灯の整備を拡大する。

3　防犯灯の管理の一元化

栄東地区内には町内会が設置し、町内会、広告主が維持管理していますが、故障時等の連絡、修理対応、電気料支払事務、広告料徴収事務等が煩雑で、機動的な対応ができなくなっています。

これらの問題を解消するため、栄東地区内の防犯灯の管理を栄東まちづくり協議会で一元的に管理する。

4　児童遊園地、どんぐり広場の防犯対策等

栄東地区には児童公園地 4 か所、どんぐり広場 1 か所があります。夜間は真っ暗になり、不審者の侵入、夜明かしが多く、ゴミの不法投棄も多くあります。この対策として、照明の設置又は増設、公園周囲へのフェンスを設置する。

5　町内会掲示板の改修、設置

老朽化した町内会掲示板を改修又は設置する。

6　女子大地蔵祭りの支援

戦災で焼け野原になった名古屋市中心部、特に栄東地区には歴史的建造物もなく、ハード、ソフトを含めた文化的資産が乏しい。コミュニティの絆を深めるため、栄東地区のにぎわい創出のためには、新しい「祭り」が必要と考える。また栄東地区に多く住み、働く外国人の参加も得て、多文化共生事業としても有意義である。こうした観点から、協議会が主催者に名を連ね、女子大地蔵祭りを支援する。

別紙3-3

平成29年12月5日

栄東まちづくり協議会
会長　辻本　昌孝　様

栄東女子大小路ビル協会
会長　　野田　剛司

平成30年度予算に関する要望書

1　道路の清掃

女子大小路地区の路上にはゴミが多く、街の美観を損ねているため、ビル事業者等とともに、ビル周辺、路上の清掃を実施する。

2　カラス対策の実施

栄東地区、とりわけ女子大小路地区にはカラスが多く、ゴミの散乱、フン害が発生しているため、ビル事業者等とともに効果的なカラス対策を実施する。

3　池田公園、女子大小路におけるにぎわいづくりのための新しいイベントの実施

栄東地区の中心に位置する池田公園及び女子大小路において、にぎわいづくりのための集客力のある新しいイベントを実施する。

4　違法駐車、放置自転車対策と歩いて楽しい道路空間の実現

違法駐車がされにくく、放置自転車のない道路、歩いて楽しい道路空間とするため、道路の構造、道路の使い方を検討するほか、自転車駐車場の整備、放置禁止区域の指定を実現する。

5　平成29年度事業の継続化

平成29年度に引き続き、栄東地区のにぎわいづくりのため、池田公園夏祭り、イルミネーションイベント、防災訓練、防災講習会のほか、街灯の整備、Wi-Fiの整備、イルミネーション装飾、池田公園再整備検討、商業地区活性化の研究などを実施する。

別紙 4

平成 30 年度事業計画（案）

1 防犯事業

(1) 防犯カメラの設置

平成 29 年度には栄 5 丁目に 37 か所 42 台の防犯カメラを設置した。栄東地区のうち栄 4 丁目には県警が交差点に 21 台設置しているが、栄東地区の地域防犯力を高めるため、栄 4 丁目の不足している場所に防犯カメラを 10 台設置する。

(2) 防犯パトロールの実施

引き続き、栄東まちづくりの会、栄東発展会、栄東女子大小路ビル協会とともに栄東地区内の防犯パトロールを実施する。

2 防災事業

(1) 防災訓練

平成 29 年度に引き続き、栄東まちづくりの会、栄東発展会、栄東女子大小路ビル協会とともに主催し、池田公園において防災訓練を行う。

協議会としては、広報、啓発物品の購入を行う。

(2) 防災講習会

平成 29 年度に引き続き、栄東まちづくりの会、栄東発展会、栄東女子大小路ビル協会、中消防署とともに主催し、中区役所ホールにおいて防災講習会を行う。

協議会としては、広報、啓発物品の購入、講師等の依頼を行う。

3 環境美化事業

(1) 落書き消し活動

栄東まちづくりの会とともに栄東地区内の落書き消し、いたずらシール剥がし活動を行う。協議会としては、ペンキ、有機溶剤、道具等の資材の購入を行う。

(2) カラスの駆除

栄 3 丁目では平成 28 年度よりカラスの駆除を行い、一定の成果をあげている。栄東地区にもカラスが多く、ゴミの飛散、フン害が多いことから、31 年度実施に向けて現状調査を行い、対策を検討する。

4 街灯整備事業

(1) 街灯の更新

平成 29 年度の街灯モデル整備事業の評価を踏まえ、栄 4 丁目、5 丁目の街灯を更新する。

(2) 街灯管理の一元化

栄東地区には町内会（発展会）が道路占用許可を取得し、設置した街灯が約 300 本あるが、その電灯料、維持管理費の負担、広告料の徴取の有無、故障時等

の連絡、修理対応が不統一となっている。さらに平成29年度末から協議会設置の街灯が追加された。

全体的な事務の簡素化、統一化のため、栄東地区の街灯を協議会に移管し、管理を一元化する。

なお、実態調査、中部電力、道路占用手続、広告主との調整等を外部に委託して行う。

5 公園整備事業

(1) 池田公園再整備構想の検討

平成29年度に引き続き池田公園の再整備構想の検討を進める。

(2) 池田公園の照明増設

イベント実施時に照度が足りない部分があるため、照明を増設する。

(3) 児童遊園地、どんぐり広場の整備

栄東地区には児童公園地が4か所、どんぐり広場が1か所ある。夜間は真っ暗になり、不審者の侵入、夜明かしが多く、ゴミの不法投棄も多くあります。この対策として、照明の設置又は増設等の治安対策を実施する。

6 道路空間整備検討事業

平成29年度に引き続き、栄東地区内の道路を、違法駐車がされにくく、放置自転車のない道路、歩いて楽しい空間とするため、自転車駐車場の整備、放置禁止区域の指定の検討を始め、道路のあり方、道路空間の再配分等を検討する。また、その検討の中で、道路を通行止めにして、イベントを実施するなどの社会実験を行う。

7 多文化共生事業

平成29年度に計画し、実施に至らなかった、外国人の子ども等への日本語、生活文化、習慣の教育、外国人の相談事業を実施する。

また、外国人と地域住民等の交流の機会として、イベントを実施する。

8 地域活性化事業

名古屋の都心部は名駅地区がビジネス地区、商業地区としても発展し、栄、伏見地区でも商業、住宅開発が進んでいる。一方、栄東地区は都心部栄の立地を活かすきれていない面があり、賑わいづくりが必要となっている。

こうした状況から、平成29年度に引き続き、夏祭り、イルミネーションイベント等の実施、イルミネーション装飾、公衆無線LAN（Free Wi-Fi）の活用、商業地区のリノベーション、再開発の研究等の地域活性化事業を行う。

(1) 夏祭り、イルミネーションオープニングイベント及び新たなイベントの実施

平成29年度に引き続き、池田公園での夏祭り、イルミネーションイベントに実施するほか、女子大地蔵祭り、魅力と情報発信力のある新しいイベントを実施する。

(2) イルミネーション装飾

平成29年度に引き続き、池田公園内及び東栄通の歩道の広小路から池田公園まで、瓦通の歩道のイルミネーション装飾を実施する。

(3) 公衆無線LAN(Free Wi-Fi)のアクセス解析とコンテンツ充実

平成29年度に実施した栄4丁目でのWi-Fiサービスのアクセス解析を行い、利用者実態、流動調査を行うほか、コンテンツを充実する。

(4) 商業地区活性化の研究

平成29年度に引き続き、商業ビルのリノベーション、再開発による魅力、にぎわいの回復の可能性、手法を研究する。

9 まちづくりビジョン（仮称）の策定

平成29年度に引き続き、栄東地区のまちづくりの将来像を描く「まちづくりビジョン」の策定業務を進める。

10 調査研究事業

今後とも、協議会が様々な事業を企画、実施いていくためには、全国のまちづくりに関する情報を収集し、研究していくことが必要となる。そのために、先進事例の視察、まちづくり団体への加入又は連携等を行う。

11 その他事業

(1) 旧町名銘板設置

戦災で焼け野原となった名古屋市中心部にある栄東地区には歴史的資産が残っていない。こうした中で、歴史の重みを感じることができる旧町名は一部の通り、町内会の名前に残っているのみである。住民、来訪者に旧町名を広く周知し、栄東地区に歴史を感じ愛着を持っていただけるように、旧町名を表記する「銘板」を設置（40か所）する。

(2) 広報掲示板の設置

協議会広報用に掲示板を児童遊園地等に設置（12か所）する。

栄東まちづくり協議会　平成30年度予算(案)

事　項	内　　容　・　内　訳		金額(円)
1 防犯事業	1　栄4丁目に防犯カメラを整備（10台）	1,520,000	1,813,000
	2　既設置カメラの維持管理	293,000	
2 防災事業	1　防災訓練の実施	266,000	1,032,000
	2　防災講習会の実施	766,000	
3 環境美化事業	1　落書き消し活動	300,000	624,000
	2　カラス対策（調査費）	324,000	
4 街灯整備事業	1　栄4丁目、5丁目の街灯の更新	17,010,000	20,157,000
	2　街灯管理の一元化、維持管理費	3,147,000	
5 公園整備事業	1　池田公園再整備構想の検討	2,160,000	4,316,000
	2　池田公園の照明増設	1,400,000	
	3　児童遊園地等の整備	756,000	
6 道路空間整備検討事業	違法駐車がされにくく、放置自転車のない、歩いて楽しい道路空間の検討、社会実験		1,000,000
7 多文化共生事業	外国人の子ども等の日本語教室、相談事業		1,750,000
8 地域活性化事業	1　池田公園夏祭り、イルミネーションイベント、新しいイベントの実施	5,400,000	13,152,000
	2　イルミネーション装飾 池田公園内、東栄通、瓦通歩道	4,458,000	
	3　公衆無線LAN(Free Wi-Fi)のアクセス解析とコンテンツ充実	1,714,000	
	4　商業地区活性化(リノベーション、再開発)の研究	1,580,000	
9 まちづくりビジョン策定事業	まちづくりビジョン策定のためのワークショップ運営等		2,660,000
10 調査研究事業	他都市調査、書籍購入等		241,000
11 その他	1　旧町名銘板の設置（40か所）	1,296,000	4,614,000
	2　広報掲示板の設置（12か所）	3,318,000	
事業費　計			51,359,000
事務費	事務局人件費、アルバイト賃金、事務所賃料、 水道光熱費、備品・消耗品購入費、会計委託費等		13,641,000
総　合　計			65,000,000

栄東まちづくり協議会　平成29年度予算・決算見込、30年度予算案（比較表）　（単位：円）

事　項	内　　容	29予算 (A)	29決算見込 (B)	差引 (A-B)	理由等	30予算 (C)	増減 (C-A)
1 防犯事業	防犯カメラを整備（32台）	7,464,000	5,618,000	1,846,000	契約落ち、事業量増(42台)	1,813,000	▲ 5,651,000
2 防災事業	防災訓練、防災講演会の実施	263,000	1,227,000	▲ 964,000	会場費、謝金増	1,032,000	769,000
H30　環境美化事業	落書き消し、カラス対策					624,000	624,000
3 池田公園再整備構想検討事業	池田公園の再整備案の検討	5,912,000	2,015,000	3,897,000	事業量減、契約落ち	4,316,000	▲ 1,596,000
4 道路空間再整備構想検討事業	道路空間の検討、社会実験	1,200,000	416,000	784,000	事業量減	1,000,000	▲ 200,000
5 多文化共生事業	外国人の子ども等への日本語教室等	2,750,000	135,000	2,615,000	教室、相談事業未立上げ	1,750,000	▲ 1,000,000
6　地域活性化事業	1 池田公園夏祭り、イルミネーション・イベント	900,000	1,041,000	▲ 141,000		5,400,000	4,500,000
	2 イルミネーション装飾	5,035,000	8,912,000	▲ 3,877,000	事業量増(歩道延長拡大)	4,458,000	▲ 577,000
	3 街灯モデル整備（12本）	8,472,000	16,146,000	▲ 7,674,000	事業量増(20本)	20,157,000	11,685,000
	4 公衆無線LAN(Free WiFi)の整備とアプリの開発	9,092,000	6,970,000	2,122,000	契約落ち	1,714,000	▲ 7,378,000
	5 商業地区活性化の研究	1,000,000	853,000	147,000		1,580,000	580,000
7 まちづくりビジョン策定事業	ワークショップ等	2,000,000	983,000	1,017,000	事業量減	2,660,000	660,000
8 調査研究事業	他都市調査、書籍購入等	379,000	45,000	334,000	事業量減	241,000	▲ 138,000
H30 環境美化事業	1　旧町名銘板の設置(40か所)					1,296,000	1,296,000
	2　広報掲示板の設置(12か所)					3,318,000	3,318,000
事業費　計		44,467,000	44,361,000	106,000		51,359,000	6,892,000
事務費	事務局人件費、事務所賃料、水道光熱費等	10,533,000	9,320,000	1,213,000	アルバイト減▲725,000他	13,641,000	3,108,000
総　合　計		55,000,000	53,681,000	1,319,000		65,000,000	10,000,000

別紙5

2017. 12. 15. 道路公園部会資料

道路空間検討事業における社会実験

栄東地区の商業地区において、違法駐車、放置自転車がされず、歩きやすく、にぎわいづくりとなる道路のあり方、道路空間の再配分を検討するため、下記のとおり道路の通行止めを伴う社会実験を実施する。

1　イベント概要

車道を通行止めし、ミニ歩行者天国のようにするほか、机、椅子等を配置して、周辺の飲食店の沁み出し等による、飲食空間（一部物販も可）、イベント空間とする。

(1)　イベント（通行止め）範囲

下の地図で、東栄通の「長浜ラーメンまき」の反対側のコインパーキングの南北中央部真ん中の出入口北端から「麺や」の前までの約 54mの範囲。

(2)　日時

平成 30 年 3 月 23 日(金) 17:30～24 日(土) ??:??

① 深夜の時間帯の通行止めの要否

ア　通しで実施した場合の深夜の通行止めの影響

イ　地元、警察の意向

ウ　深夜前に一旦撤収し、昼前に設営する場合は設営費が増加。ガードマン費用が低下。

② 荒天時の対応

ア　中止しても一定の経費がかかり、再度の実施は困難か？

イ　少雨決行か？

(3)　イベントの内容

①　周辺飲食店でテイクアウトした客が道路内の机、椅子で飲食（保健所の許可不要。協議により手洗い、ゴミ箱の設置等）

②　周辺飲食店が道路内で注文とり、給仕。(店先なら保健所の許可不要。協議により手洗い、ゴミ箱の設置等)

③　E-Fes との連携

④　周辺店舗の物販

⑤　ミニコンサート等

2　広報

案内のポスティング、折り込みチラシ

3 経費

項　目	内　　容	金　額
会場設営	机、椅子、ビニールクロス、パラソル	324,000
	音響（電源引込み店舗謝金を含む。）	100,000
	照明（電源引込み店舗謝金を含む。）	100,000
交通警備	@14,000(日勤 8h)×2×6 ケ所×1.08 = 181,440 @20,000(夜勤 8h)×1×6 ケ所×1.08 = 129,600	311,000
演奏	出演料	150,000
広報	チラシ、製作	50,000
交通量調査	6 ケ所・6 人/24h	350,000
その他		50,000
合　　計		1,435,000

4　今後の展開

今回の社会実験の評価も踏まえ、平成 30 年度に引き続き、社会実験を行う。

頻度：

①　年に一度

②　年に数回（実施主体、協賛金の募集の検討、経費見直し）

③　毎月　　（実施主体、協賛金の募集の検討、経費見直し）